

決議第 1 号

教育基本法・学習指導要領の目標を達成するため、最も適した教科書の採択を求める決議

教育基本法及び学校教育法の改正、学習指導要領の全面改訂を受け、文部科学省は平成 21 年、新しい教科用図書検定基準を告示した。その中で、教科書は公共の精神を尊び、国家・社会の形成に主体的に参画する国民及び我が国の伝統と文化を基盤として国際社会を生きる日本人を育成するため、豊かな情操と道徳心、伝統と文化の尊重や我が国と郷土を愛すること等の教育基本法の目標と一致していなければならないと定めている。

本年 3 月には教育基本法と学習指導要領に基づく中学校の教科書検定結果が発表された。文部科学省の教科用図書検定調査審議会（検定審）は、教育委員会が装丁や見ばえではなく、内容を考慮した綿密な調査研究を公正かつ適正に行い、適切な教科書を採択していくことや、教育基本法の改正内容や新学習指導要領に基づく検定審報告書を参考に、適切な採択を行うよう求めている。

よって、人吉市議会は、球磨地区教科用図書採択協議会において、検定審の提言を踏まえ、教育委員・学校関係者への教育基本法及び学校教育法改正、並びに学習指導要領改訂についての内容の周知徹底を行うとともに、特に中学校歴史教科書、公民教科書の採択について、教育基本法の目標及び学習指導要領の目標や内容を達成するため、最も適した教科書を採択するよう強く求める。

以上、決議する。

平成 23 年 6 月 29 日

人吉市議会